

大学入学者選抜協議会
委員各位

全国高等学校長協会
会長 杉本 悦郎

『情報Ⅰ』の経過措置の取扱いについて（案）」に対する意見について

大学入学者選抜協議会 川嶋太津夫座長より、示されました『情報Ⅰ』の経過措置の取扱いについて（案）」に対して、下記のとおり意見を述べます。

記

1. 大学入学者選抜に求められる原則について（確認）

「大学入試のあり方に関する検討会議 提言（令和3年7月8日）」において、「原則①：当該大学での学修・卒業に必要な能力・適性等の判定」について、「大学入学者選抜は、各大学が各々の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）や教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を定めて行うものである。また、大学入学者選抜の内容・方法を定める責任主体は各大学であり、各大学が主体的に入学者選抜を実施するものとされている。」と示されている。

2. 大学入試センターにおいて経過措置問題を作成するA案の課題と全高長の懸念について

A案の場合の論点（ウ）（『情報Ⅰ』の経過措置に関する論点 第7回資料2-2）において、「旧教育課程の履修者（現在の高校1年生以上）は、「情報」が共通テストで課されることを前提としては学習していない。これまでの経過措置は、旧教育課程履修者に不利にならないよう、新教育課程による出題科目に対応する旧教育課程の科目を受験できるようにするためのものであった。今回経過措置問題を作成することにより、旧課程履修者には、現役時には課されなかった科目を課することになる*が、それでよいか。（*新たな教科を出題するのは初めてであり、それに対応した旧教育課程の科目を課することになる。）」と整理されている。

旧教育課程履修者（既卒者）にとって、教科「情報」が大学入学共通テストで課されることを前提に履修していなかった科目である。令和7年度の移行期間に、既卒の受験生の多くに教科「情報」が課された場合、受験生が「情報」が大学入学共通テストにおいて課される理由を納得できるようにしなければならない。また、浪人した場合に志望大学で新しい教科「情報」が課されることに不安をもち、令和6年度には現役で合格しようとするあまりに第一志望校の受験を断念する生徒が出るなどの影響も懸念される。

3. 全高長の要望について

これまで全高長では、「新教科の導入はこれまでに前例がなく、新教育課程履修者と旧教育課程履修者が混在する導入初年度においては、旧教育課程履修者への影響を最小限に止めるため、『情報Ⅰ』を課す大学を真にその教科の学習が必要な大学のみとしていただきたい。」と要望してきた。

今回の座長案を受け、全高長として次のように要望する。

大学入学共通テストを利用するそれぞれの団体が一律に教科「情報」を課すことを推進するのではなく、あくまでも各大学の定める入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、各大学の方針と責任の下、真に必要な大学・学部・学科が課すように適切に選択していただきたい。また、令和7年度の移行期間に教科「情報」を課す場合は、「情報」を大学入学共通テストにおいて課す理由をアドミッション・ポリシーとの関連を明らかにして丁寧に示すとともに、志願者の納得が得られるよう、説明責任を尽くしていただきたい。

令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト出題科目『情報Ⅰ』の経過措置

令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テストから新たに『情報Ⅰ』を出題するに当たり、既卒者に経過措置問題を作成することについては、新教育課程の「情報Ⅰ」と旧教育課程の「社会と情報」又は「情報の科学」の目標、内容等が大きく異なること、既卒者は卒業前には共通テストの試験科目として課されることのなかった科目が出題されることなど、従来の経過措置とは異なる点があるが、新たな教科が出題されるというこれまでになかった状況に、受験生の立場に立って対応する場合、以下の観点を踏まえた上で、既卒者のうち希望する者に選択可能な経過措置問題を出題することが、より適切であると判断される。

- (1) 大学入試センターは、新教育課程における「情報Ⅰ」及び旧教育課程における「社会と情報」「情報の科学」の、それぞれの科目の目標、内容等に基づき、旧課程履修者が選択可能な経過措置問題を作成する。その際、既卒者用に経過措置科目を出題するか、『情報Ⅰ』の試験問題の中に既卒者用の選択問題を出題するかは、今後、大学入試センターにおいて検討する。
- (2) 得点調整については、実施を望む意見が多いことを十分踏まえつつ、大学入試センターにおいて、得点調整の対象とすることが及び対象とする場合の方法について、専門家の意見を聞いて検討する。
- (3) 各大学は、アドミッション・ポリシーに基づき、『情報Ⅰ』の扱いも含め、令和7年度からの共通テストの利用科目についてできるだけ早期に決定し、各大学のホームページ等で公表する。(公表期限を明記する。)
『情報Ⅰ』を課す場合は、課す理由をアドミッション・ポリシーとの関連を明らかにして丁寧に示すとともに、志願者の納得が得られるよう、説明責任を十分に果たす。
- ~~(4) また、~~各高等学校は、既卒者となった場合には新たに『情報Ⅰ』の経過措置問題が出題されることについて、生徒への周知に努める。
- ~~(5) 大学入試センターは、~~令和4年度中に試作問題（経過措置問題を含む）を公表する。